

# 意見書

平成16年8月24日

総務省 総合通信基盤局  
電波部 電波政策課 御中

郵便番号 540-8511  
住所 大阪府大阪市中央区馬場町3-15  
氏名 西日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 森下 俊三

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本報告書（案）に関し、電波利用料制度の見直しについて、基本的に賛同いたします。然しながら、本政策を公平かつ能率的に実施する観点から、以下のとおり意見を申し上げることといたします。

## 1. 全体論

本報告書（案）は、基本的な考え方について整理されたものと認識しております。今後、徴収額の具体的な算定方法、及び利用料の具体的な使途について検討する場合、公平性及び透明性を担保するため、広く国民の意見を募集することを要望いたします。

### 2. 料額算定におけるその他の要配慮事項

（第4章：第5節）

本報告書（案）において、料額算定におけるその他の要配慮事項として、「防災無線や放送など、通常の市場活動を超えたユニバーサルサービス又はこれに準じた責務が法令等において規定されているものについては、料額の算定においてその公共性を勘案することが適当である」と記述されております。

弊社は「日本電信電話株式会社等に関する法律」において、国民生活に不可欠な電話役務のあまねく日本全国における適切・公平かつ安定的な提供（ユニバーサルサービス）を義務付けられております。

従って、ユニバーサルサービスとして提供している離島通信及び災害対策用通信等の無線局については、防災無線や放送の無線局と同様に、料額の算定においてその公共性を勘案することを要望いたします。

また、周波数割当計画の見直しに伴い、割当期限が定められた無線局については、光ファイバまたは他周波数帯へ移行することで電波有効利用に寄与しているため、料額の算定において減免措置が講じられることを要望いたします。

## 3. 電波の有効利用技術の開発

（第5章：第2節）

電波資源拡大に向けた中長期的な研究開発に電波利用料を充当することは基本的に賛同いたします。

但し、電波の公平かつ能率的な利用を確保する観点、及び電波利用料の高騰を防止する観点から、使途は特定分野に偏ることなく、基礎研究等の共通的なものに限定し、電波利用料の充当額は必要最低限であることを要望いたします。

また、使途の充当方法、及び研究開発成果の享受方法等を明確化することを要望いたします。

#### 4. 電波利用のデジタルディバイド解消に向けた取組み

(第5章：第3節)

電波利用による便益を広く国民一般に及ぼすべく電波利用のデジタルディバイド解消に電波利用料を充当することは基本的に賛同いたします。

但し、電波の公平かつ能率的な利用を確保する観点から、使途は携帯電話の不感知対策のみならず、ブロードバンド通信等への適用等、対象となるサービス及び無線局の選定は、今後更なる検討を進めることを要望いたします。

#### 5. 免許不要局の扱い

(第6章：第1節)

国民の共通財産である電波を占用し、他の無線システムの利用を排除・制限していることを踏まえれば、電波有効利用のインセンティブを働かす観点、及び他免許人との電波利用料負担の公平性を確保する観点から、帯域占有型についても、電波利用料を徴収することが適当であると考えます。

#### 6. 国・地方公共団体の扱い

(第6章：第2節)

国民の共通財産である電波を占用し、他の無線システムの利用を排除・制限していることを踏まえれば、電波有効利用のインセンティブを働かす観点、及び他免許人との電波利用料負担の公平性を確保する観点から、国・地方公共団体の無線局についても、電波利用料を徴収することが適当であると考えます。

但し、電波利用料の徴収が財政的な負担となり、サービス水準が低下することを避ける観点から、防災無線等の公共性が高い無線局については、一定の減免措置を講じることが必要であると考えます。

以上